

虐待防止及び身体的拘束等適正化のための指針

サンクスラボ株式会社

1. 理念

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。サンクスラボ株式会社では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心がける。

2. 根拠となる法律

(1) 障害者虐待防止法

身体拘束を行う場合は、下記の要件を全て満たすことが必要である。

- ・切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3. 基本方針

(1) 事業所内での共通理解・身体拘束の防止に努める。

やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を押さえる拘束）
- ・屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を押さえる拘束）
- ・屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を押さえる拘束）
- ・クールダウンのための個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

(2) 研修の実施・定期的な教育や研修（年1回以上）を実施する。

- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施する。
- ・その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行う。

(3) 委員会の実施

事業者は、虐待防止及び身体拘束適正化等を目的として、虐待防止委員会を設置する。

2 虐待防止委員会は、年1回以上、定期的を開催し、次のことを検討、協議する。

(1) 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び身体拘束が適切な手続き、方法で行われているかを確認する。

(2) 事業者の年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する。

- 3 虐待防止委員会で検討した結果については、従業員にポータルサイトにて周知徹底をする。
- 4 虐待防止委員会は、各事業の委員、虐待防止責任者等で構成する。

(4) 身体拘束等の発生時の対応

身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

1 虐待防止等責任者への報告

身体拘束等の必要性が懸念される事態が発生した場合は、虐待防止責任者へ報告し、身体拘束等の必要性の判断を仰ぐ。

身体拘束等が必要と判断された場合は、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の開催し検討を行う。

突発的・緊急的に身体拘束等が必要になった場合には、施設長や虐待防止等担当者に報告の上、身体拘束等を実施し、実施後に、経緯を虐待防止責任者に報告するとともに、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会を開催する。

2 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会による検討

委員会では、身体拘束等の必要性を検討する。

身体拘束等の必要性が認められた場合は、引き続き「身体拘束の方法」・「拘束の時間帯及び時間」・「特記すべき心身の状況」・「拘束開始及び解除の予定」等を審議し、内容を確定させる。

身体拘束等の必要性が認められない場合は、委員会は、身体拘束等以外の方法を提案する。

委員会を開催した場合には、議事録を作成し、職員に周知する。

議事録は、5年間保存し、要望があれば提示できるものとする。

3 利用者本人及び家族等への十分な説明

委員会で内容を確定させた、個別の状況による拘束の必要な理由・身体拘束の方法・拘束の時間帯及び時間・特記すべき心身の状況・拘束開始及び解除の予定等を、利用者本人及び家族等へ詳細に説明し、十分な理解を得て、同意書に記名してもらう。

(5) 身体拘束記録

- ・身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間ややむを得なかった理由などを記入する。

(6) 身体拘束の解除（報告）

- ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

(7) 利用者、家族への説明

- ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努める。

4. 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

令和5年1月1日より施行

虐待防止及び身体拘束等の適正化委員会組織図

委員長	雲井俊太郎
虐待防止対応責任者	平良圭太
委員	活躍部門 音嶋文
委員	アフスク事業部 鴨川隆史
委員	活躍部門 訪問看護チーム 工藤孝介
委員	相談支援グループ 北澤夏季
委員	コンプラ推進チーム
委員	人材開発グループ

